

eMAFF による獣医師法第 22 条の届出:よくある質問

(1) eMAFF アカウント取得の作業をしているが、登録したアドレスにメールが届かない。
→ 作業にあたっては、support@gbiz-id.go.jp 及び e@maff.go.jp からのメールを受信できるようにする必要があります。迷惑メールフォルダに入っていないか確認をしてください。

(2) 前回(令和4年度)eMAFFを使って22条届出したが、ログインIDを忘れてしまった。

→ gBiz 問合せ窓口まで電話でお問合せください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

0570-023-797 (ナビダイヤル)

※お電話の場合、通話料はお客様負担となります。

【受付時間】9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)



(3) eMAFF(=gBizID)のパスワードを忘れてしまった。

10 回以上パスワードを間違えてロックされてしまった。

→ <https://gbiz-id.go.jp/oauth/login> にアクセスし、「パスワードを忘れた方はこちら」を押してください。

詳しくは、[ログインパスワードを忘れた場合の対応 -Wiki | 農林水産省共通申請サービス\(eMAFF\)](https://e.maff.go.jp/Wiki?p=1PasswordWasureta#autoHeading1) (<https://e.maff.go.jp/Wiki?p=1PasswordWasureta#autoHeading1>)をご覧ください。

(4) (eMAFF プレミアムのアカウント利用者のみ)前回 eMAFF プレミアムのアカウント(スマートフォンを使ったマイナンバーカードの読み取りが必要なアカウント)を作った。同じメールアドレスを使って、マイナンバーカードによる本人確認が不要な eMAFF エントリーに種別変更はできるか。

→ できません。引き続き eMAFF プライムをお使いください。

- (5) eMAFF にログインしたが、「獣医師法第 22 条の届出」をマニュアル通りに検索しても出てこない。又は、届出の入力までできたが、「届出」ボタンが押せない(押してもエラーが出て申請まち状態になる)。

→ eMAFF での届出期間は、令和7年1月1日から 31 日までです。
期間内に届出をお願いします。

- (6) (eMAFF プレミアムのアカウント利用者で) 22 条の届出の入力まではできたが、「届出」ボタンが押せない(押してもエラーが出る)。

→ 下記「■経営体プロフィール詳細」の赤枠内の情報を変更していないでしょうか？
変更した場合は、マイナンバーカードを使った本人確認を再度行う必要があります。
詳しくは、こちらをご覧ください。

[経営体情報の変更による再本人確認 -Wiki | 農林水産省共通申請サービス\(eMAFF\)](https://e.maff.go.jp/Wiki?p=1KeitaiHenkouSaihoninkakunin)
(<https://e.maff.go.jp/Wiki?p=1KeitaiHenkouSaihoninkakunin>)

※ 心当たりがない場合やご不明な点がある場合は、以下にお問い合わせください。

農林水産省共通申請サービス問合せ窓口

電話番号 0570-550-410(ナビダイヤル)

(<https://e.maff.go.jp/Inquiry>)

※お電話の場合、通話料はお客様負担となります。

サポート時間: 平日 9 時 30 分～17 時 30 分(土日祝日・年末年始を除く)

■ 経営体プロフィール詳細

あなたが所属している経営体に関する情報が表示されます。

経営体ID E-0019-7397-83	eMAFF種別 eMAFFプライム
法人・個人事業主 個人事業主	
法人番号 数字13文字で入力してください。	個人事業主管理番号 123

下記枠内の入力済み項目を更新した場合、再本人確認が必要になります。詳しくは[こちら](#)。
※再本人確認が完了されるまでの間、申請の提出等の一部機能が利用できません。
※空欄となっている項目に新規でご記入の場合には、再本人確認の必要はありません。

法人名/屋号 必須 テスト経営体	法人名/屋号カナ 必須 テストケイエイタイ
郵便番号 必須 1110000	
都道府県 必須 東京都	市区町村 必須 新宿区
町名番地、ビル名等 必須 新宿 1 丁目 1 - 1	
代表者氏名 必須 申請 太郎	代表者氏名カナ 必須 シンセイ タロウ
代表者性別 必須 男性	代表者生年月日 1980/12/20

(7)22 条の届出の入力まではできたが、「届出」ボタンを押したら、「**関連チェックエラー**
提出先となる〇〇県への電子申請は、現在ご利用できません。お手数ですが、〇〇県の
制度担当にご相談をお願いいたします。」というエラーがでた。

→提出予定先の都道府県の畜産主務課にご相談ください。

[都道府県の届出先一覧\(獣医師法第 22 条の届出\):農林水産省](#)

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/h28_todokede.html

TOP > 手続の詳細

お気に入りに入れる

行政手続 獣医師法第22条の届出 獣医師法第22条の届出

このページのリンクをコピー

手続内容

キャンセル

この手続は特例的にeMAFFエントリーでの申請を可能としておりますが、手続によってはeMAFFプライムのアカウントが必要となりますのでご注意ください。
こちらはテスト用のアカウントで作成された申請です。実際の行政手続、補助金手続とは無関係です。
申請操作、承諾操作を行っても、実際の行政手続には何ら影響を与えません。

基本情報

申請年度

申請年月日

文書番号

申請ステータス

提出先（地域レベル）

提出先（地域名）

都道府県

三重県

(8) その他わからない点等がある場合は、以下にお問い合わせください。

農林水産省共通申請サービス問合せ窓口

[お困りの場合 | 農林水産省共通申請サービス](#)

(<https://e.maff.go.jp/Inquiry>)

電話番号 0570-550-410(ナビダイヤル)

※お電話の場合、通話料はお客様負担となります。

サポート時間: 平日 9 時 30 分～17 時 30 分(土日祝日・年末年始を除く)